最終更新日：2019年3月29日
シンクレイヤ株式会社
代表取締役社長 山口正裕
問合せ先：取締役管理本部長 村山猛 TEL：052-242-7875
証券コード：1724
http://www.synclayer.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスの充実を、株主、取引先、従業員、社会などのステーク・ホルダーに対し、「企業価値の最大化」を図るための、効率性、透明性を持つ機能の強化と位置付けております。この企業価値の最大化の実現の担い手である全役員、全従業員には、企業理念や行動指針の徹底により、法律、社会規範、倫理等に関する意識の向上に努め、コンプライアンスやリスクマネジメントの強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は全ての基本原則について実施している。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
山口正裕	921,930	25.38
川本志保子	195,700	5.39
シンクレイヤ社員持株会	125,710	3.46
山口嘉孝	111,000	3.06
山口愛子	80,880	2.23
株式会社三菱UFJ銀行	72,000	1.98
ＪＰモルガン証券株式会社	55,500	1.53
GMOクリック証券株式会社	48,900	1.35
山口修	47,770	1.31
中田孝重	46,000	1.27

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は、自己株式を400,951株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と必要に応じて打ち合わせを行い、当社の会計監査面での課題の共有化に努めております。また、期末決算後の会計監査人による「監査報告会」に出席し、当社の経営及び財務の状況についての課題を把握しております。
当社の内部監査部門は監査部であり、当部は「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、社内各部門の業務遂行、コンプライアンス及びリスク管理の状況を監査しております。監査役は経営会議に出席しその結果について報告を受けるほか、監査部と随時情報交換を行い、問題点の把握に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
成田篤彦	他の会社の出身者													
葛谷昌浩	公認会計士													
清水綾子	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
成田篤彦	○	常勤監査役	成田篤彦氏は、長年学校法人の要職に携わり、大学・病院運営等豊富な経験と幅広い見識により当社の経営全般にご助言を頂けるものと判断し、社外監査役に選任しております。 同氏は、当社や主要取引先又は主要株主の業務執行経歴はなく、一般株主と利益相反を生ずる恐れがないことから独立役員に選任しております。
葛谷昌浩		公認会計士葛谷昌浩事務所 所長	葛谷昌浩氏は、公認会計士としての専門的見地から財務及び企業会計に精通し、企業経営に関する十分な見識を有していることから、当社の監査体制に生かして頂けるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は東洋電機株式会社他6社の社外監査役を兼任しております。
清水綾子		石原総合法律事務所 弁護士	清水綾子氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を有し、企業法務に長年にわたり携わっていることから、直接企業経営に関与した経験を有しないものの、役割を十分果たして頂けるものと判断し、社外監査役に選任しております。 なお、当社は、清水綾子氏が所属している石原総合法律事務所との間に顧問契約を締結しておりますが、主要な取引先ではなく、取引金額も極めて僅少なため、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社は役員報酬制度の見直しの一環として、当社取締役に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、従来の年額130百万円以内とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議し、2018年6月の株主総会にてご承認いただきました。
取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額30百万円以内と致します。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定致します。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年12月期に取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益は、次のとおりとなります。

(1) 取締役及び監査役に支払った報酬
取締役 支給人員:6名 支給額:79百万円
監査役 支給人員:3名 支給額:6百万円
合計 支給人員:9名 支給額:86百万円

上記の支給額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額20,700千円。
・当事業年度における譲渡制限付株式報酬に係る計上額2,479千円(取締役6名に対し2,479千円)。

(2) 使用人兼務役員の使用人分給与等
取締役 支給人員:3名 支給額:12百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の額は、報酬限度額を株主総会で決議しており、その限度内において配分を、取締役については取締役会において、監査役については監査役会での協議において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外監査役を補佐する担当者は設置しておりませんが、監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これを置くこととしております。
なお、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び監査部長等の指揮命令を受けないものとしております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

□会社の機関の内容
当社は、取締役6名で構成する取締役会と、社外監査役3名で構成する監査役会の体制を採用しております。定例取締役会には監査役3名も出席しており、取締役会と監査役会が連携しガバナンスの確保を図っております。
また、グループの成長戦略・業務執行に関する重要事項については、取締役6名、常勤監査役、国内子会社を含む部長職クラス等で構成される経営会議を月1回開催し、意見交換や情報交換を行っております。

□業務執行・監視の仕組み
社長、専務取締役、常務取締役の下に、営業本部、管理本部、可児工場、工務部を置き、フラットな組織として経営監視と効率的な部門間の牽制を行っております。
定例及び臨時取締役会に加えて取締役間の随時打合せを行い、効率的な業務執行及び取締役間の執行監視を行っております。

□弁護士・会計監査人等その他第三者の状況
弁護士事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じてアドバイスを受けております。また、栄監査法人による会計監査を受けております。
監査役は会計監査人と必要に応じて打ち合わせを行い、当社の会計監査面の課題の共有化に努めております。また、期末決算後の会計監査人による「監査報告会」に出席し、当社の経営及び財務の状況についての課題を把握しております。

□リスク管理体制の整備の状況
内部監査部門である監査部の活動の充実をはかり、あらゆる角度からリスクの未然防止やミニマイズに心がけております。特に内部牽制が当社グループ全体にわたって機能するよう、社内横断的な組織「内部統制委員会」を組成し社内規程によるルール化を図っております。また、実際にそれらのルールが守られているか常にチェックするため、監査部による内部監査を行い、業務に関するリスクを管理するなど、健全な経営基盤の確立に努めております。

□内部監査及び監査役監査の状況
内部監査としましては、監査部(1名)が内部監査計画を立案のうえ実施しております。
業務全体にわたる内部監査を実施し、業務の改善に向け具体的助言、勧告を行っており、実際の業務遂行は被監査部門等の協力を得て、広範囲な業務遂行が可能な仕組みを作っております。
また、常勤監査役は取締役会への出席のほか、社内の各種会議にも積極的に参加し、業務執行の監視を行うほか、監査役3名で構成する監査役会を定期開催し、取締役の職務執行についての意見交換、監視を強化させております。また、監査役は、監査部とも相互連携し内部統制監査を実施しており、会計監査においても会計監査人との意見交換により、共有の認識を保持しております。なお、社外監査役葛谷昌浩氏は、公認

会計士の資格を有しております。

□監査報酬の内容（平成30年12月期）
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬　栄監査法人　16百万円
上記以外の報酬　0百万円

□業務を執行した公認会計士（平成30年12月期）
所属する監査法人
栄監査法人
公認会計士の氏名等
代表社員 業務執行社員 林浩史
代表社員 業務執行社員 近藤雄大
監査業務に関わる補助者の構成
公認会計士 3名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の会社規模の現状を基に、現在のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。具体的には、社外監査役を3名設置し、月1回の定例取締役会及び臨時取締役会へ出席し、内部統制、会計の観点での意見、経営上の様々な助言を行ない、取締役の職務執行監視を行っております。

よって、当社の取締役が少人数であることから社外取締役は選任しておりませんが、現時点におきましては充分な監視機能を持った会社経営を行っているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日2週間と3日前に招集通知を発送しており、第57期定時株主総会の招集通知は2019年3月11日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が12月のため、定時株主総会は3月下旬に開催しております。開催日についてはより多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を避けるよう配慮してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、年次報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部　総務課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

□基本的な考え方

当社は以下のとおり「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

1．当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法律や社会的な倫理、規範を守って行動する法令遵守（以下「コンプライアンス」）体制に係る規程を整備し、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するとともに、内部統制の構築及び維持・向上を推進する。

監査部は、当社及び子会社各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、代表取締役社長にその結果報告を行う。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等についての社内報告体制として内部通報制度を構築し運用する。

2．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとする。

3．当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程及び体制

当社及び子会社はリスク管理に係る規程を整備し、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応は、管理本部にて行うものとする。

監査部は法務課と連携し、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議に報告する。また、リスクが顕在化した場合には、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

4．当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムにて、取締役の職務執行の効率化を図る。

1）社内規程による職務権限・意思決定ルールの整備及び明確化。

2）経営に関する重要な事項につき多面的な検討を行うため、経営会議にて協議する。

3）取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定及びそれに基づく月次、四半期予実管理の実施。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役会等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ会社に対して、関係会社管理規程に基づき、協議事項、報告事項を明確にし、その他コンプライアンスに係る事項等を定めた規程を整備し、グループ会社の重要事項の決定、情報の共有化を図るとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制を維持する。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これを置くこととする。

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動、人事考課については監査役会の同意を得るものとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものとする。

内部通報者等の保護に関する規程に定めるとおり、監査役への報告を行った当社グループの従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものとする。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役（監査役会）は、監査部、関連会社監査役との相互連携保持のほか、代表取締役社長との定期的意見交換を通じての総合認識を共有する。また、監査役（監査役会）が、その職務を遂行するうえで必要と判断するときは、独自に弁護士・会計士等の外部専門家を活用するものとする。

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

□整備状況

内部監査部門である監査部の活動の充実をはかり、あらゆる角度からリスクの未然防止やミニマイズに心がけております。特に内部牽制が当社グループ全体にわたって機能するよう、社内横断的な組織「内部統制委員会」を組成し社内規程によるルール化を図っております。また、実際にそれらのルールが守られているか常にチェックするため、監査部による内部監査を行い、業務に関するリスクを管理するなど、健全な経営基盤の確立に努めております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□基本的な考え方

シンクレイヤグループ各社及びその役員社員等は、反社会的な活動、勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するものとし、そのための社内規則及び社内体制を整備し、適切に運用することを基本方針とします。

□整備状況

反社会的勢力の排除につきましては、「シンクレイヤグループ行動規範」のコンプライアンスガイドライン（反社会的勢力への利益供与の禁止）において「反社会的な活動、勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。」と規定するとともに、内部統制委員会において各部門における同規定の遵守状況をモニタリングし、さらには、役員社員等に対し、教育、研修等により関連法令、この規則の内容を周知徹底するとともに、社内掲示等により、適時、教育的措置を講じています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

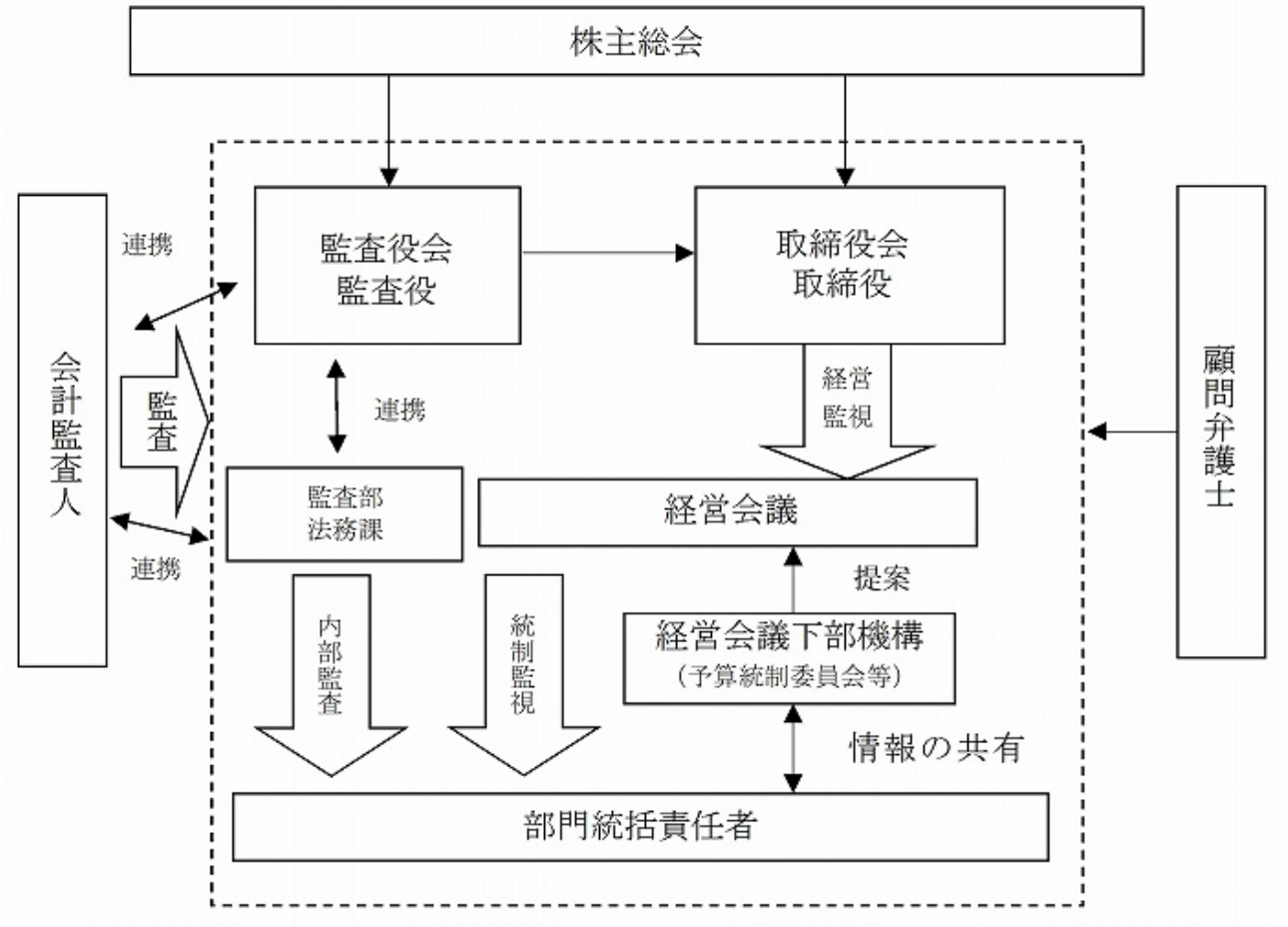
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

該当事項はありません。



適時開示体制の概要（模式図）

